

(公社) 鹿児島県臨床工学技士会選挙管理委員会規程

役員選出規程

第1章 総則

第1条

本規程は、公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会定款第5章（役員）19条（役員の設置）ならびに20条（役員の選任）の規定に基づき、役員候補者の選出に関する事項を定める。

第2章

役員の構成

第2条

現行の理事定数を理事3名以上15名以内、監事は2名以内とし、第19条の規定に基づき決定する。

2. 理事及び監事は、立候補制とする。

第3章

欠員の補充

第3条

役員が辞任または死亡した場合は、理事会の合意を持って選出し、総会において承認を受ける。

第4章 補則

第4条

この規程の施行に関し必要な規則は、理事会の議決を経てこれを定める。

第5条

この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

第5章 選挙管理委員会

第6条

内部役員を選出するために、理事会で委員長を推薦して選挙管理委員会を設ける。

第7条

選挙管理委員会は、正会員の中より若干名を選出して構成する。ただし、その選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第8条

選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1)選挙の告示（投票期限の50日以上前）
- (2)理事及び監事候補者届けの受理、資格審査、候補者の告示
- (3)投票及び開票の管理と当選の確認
- (4)総会に選挙結果の報告
- (5)選挙管理委員の任期は任命された日から選挙結果の報告日までとする。

第9条

選挙管理委員の任期は2年とする。

第6章 内部役員選挙

第10条

内部役員に立候補しようとするものは、選挙管理委員会が定めた立候補届出書を選挙管理委員会に規定期日までに届出なければならない。

2. 立候補する者は、過去に公益社団法人及び公益財団法人による除名、もしくは解任の処遇を受けていないものに限る。

第11条

選挙管理委員会は届出が有効と認めたときは、候補者に立候補届出受理書をもって通知しなければならない。

第12条

立候補を届け出た会員は、その選挙が行われる日までに、本人が署名した立候補辞退届出書を選挙管理委員会に届けて立候補を辞退することができる。

第13条

立候補届け出の締切は、投票日30日前とする。

2.立候補者氏名および選挙公報の告示は、投票日7日前とする。

第14条

役員の当選者は、それぞれ得票数の多い候補者から順次当選とする。

2. 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、監事立ち会いのもと選挙管理委員会の抽選によって当選者を決定する。

3.役員選挙は定員以上の場合には選挙とし、定員以内の場合は無投票にて選出する。

4.役員選挙は当選候補者が当選を辞退した場合は、次点者が当選者となることができる。

第7章 無投票

第15条

立候補の締切日を経過するも、候補者数が定数を満たないときは理事会が定数内で内部役員候補者を選挙管理委員会に推薦する事ができる。この場合も無投票で当選者を定めることが出来る。

第8章

欠員の補充

第16条

当選した内部役員が辞任または死亡した場合は、次点者が繰り上げ当選し役員となる。

第9章

異議の申し立て

第17条

選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に書面で申し立てることができる。

第10章

立候補ならびに当選の取り消し

第18条

役員立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

附則 この規程は、総会の決議を経なければ変更することができない。

- 1.この規程は公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2.改訂：令和2年5月10日